

第 78 回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画

作成業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国植樹祭は、昭和 25 年以来、毎年春季に（公社）国土緑化推進機構と開催都道府県との共催により開催されている国土緑化運動の中心的行事です。

令和 10 年（2028 年）に高知県で第 78 回全国植樹祭を開催するに当たり、開催理念等を定めた第 78 回全国植樹祭基本構想（以下「基本構想」という。）を令和 7 年 3 月に、基本方針、開催場所、開催規模等を定めた第 78 回全国植樹祭基本計画（素案）（以下「基本計画（素案）」という。）を令和 8 年 3 月に策定したところです。

本業務は、第 78 回全国植樹祭に向けて、県内外の招待者等を安全かつ快適な環境で迎え、満足度の高い滞在となるよう、その宿泊・輸送等業務について優れた企画力や遂行力を持つ委託業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とします。

2 委託業務の概要

- (1) 契約者 第 78 回全国植樹祭高知県実行委員会 会長 濱田 省司
- (2) 業務名 第 78 回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画作成業務
- (3) 業務内容 別紙「第 78 回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画作成業務委託仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 26 日まで（予定）
- (5) 委託金額の上限額 799 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 日程（予定）

項目	日程
募集要領の公表	令和 8 年 5 月 29 日(金)
プロポーザル等に関する質問の受付期限	令和 8 年 6 月 5 日(金) 午後 5 時
プロポーザル等に関する質問の回答期限	令和 8 年 6 月 12 日(金) 午後 5 時
参加申込書の提出期限	令和 8 年 6 月 18 日(木) 午後 5 時
企画提案書の受付期限	令和 8 年 7 月 6 日(月) 午後 5 時
企画提案書審査会（プレゼンテーション方式）	令和 8 年 7 月 中旬
審査結果の通知・公表	令和 8 年 7 月 下旬
業務委託契約の締結	令和 8 年 8 月 月上旬
宿泊・輸送等計画概要及び概算経費（案）提出	令和 8 年 8 月 中・下旬 ※別途指示
中間報告書	令和 8 年 12 月 月上旬
成果品提出	令和 9 年 3 月 26 日(金)

4 参加資格

参加者の資格要件は次のとおりです。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記（１）から（３）は構成する者のうちいずれかの者が満たし、さらに下記（４）から（９）は構成する全ての者が満たしていることを要件とします。

- （１） 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく「第 1 種旅行者」又は「第 2 種旅行者」の登録を受けた者であること。
- （２） 過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）に完了した同種又は類似の大会※において、宿泊・輸送等計画作成等の受託実績を有する者であること。
※同種大会：天皇皇后両陛下御臨席の大会、類似大会：皇族御臨席の大会
- （３） 委託業務に当たり、過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）に完了した同種。類似又は全国大会等※の宿泊・輸送等計画作成等の業務に従事した経験を有する主任担当者及び総括責任者を配置できること。
※全国大会等：皇室関係行事以外の全国大会、大規模イベント
- （４） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （５） 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- （６） 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （７） 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- （８） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てを行った者でないこと。
- （９） 都道府県税、消費税及び地方消費税の納付すべき税金を滞納していない者であること。

5 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、第 78 回全国植樹祭ホームページ（<https://syokujusai-kochi2028.pref.kochi.lg.jp/>）からダウンロードし入手すること。なお、事務局窓口及び郵送等での配布は行いません。

6 プロポーザル等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年6月5日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。
口頭又は電話による質問は受け付けません。
- (3) 提出先 第78回全国植樹祭高知県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）
 - ・メール宛先：zenkokusyokujusai@ken.pref.kochi.lg.jp
 - ・メール件名：【法人名】（質問）第78回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画作成業務
- (4) 回答方法 質問書に対する回答は、令和8年6月12日（金）午後5時までに、事務局ホームページ上に掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、次のとおり書類を提出すること。

〔提出書類、様式及び提出部数等〕

①	参加申込書兼誓約書（様式2）	1部
②	会社概要（様式3）	1部
③	過去の同種又は類似大会業務の受注実績（様式4）	1部
④	主任担当者等の同種又は類似大会等の業務実績（様式5）	1部
⑤	〔共同企業体の場合のみ〕 共同企業体の結成に係る協定書等の写し（任意様式。案でも可）	1部
⑥	都道府県税の納税証明書	1部
⑦	消費税及び地方消費税の納税証明書	1部

※共同企業体の場合、②、③、⑥及び⑦の書類については構成企業ごとに1部提出すること。

(1) 参加申込書

①提出方法

電子メール、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明で送付してください。）で受け付けます。
なお、電子メールで提出する場合は電話により着信を確認してください。

②提出期限

令和8年6月18日（木）午後5時まで（必着）

③提出先

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号 四国森林管理局2階
第78回全国植樹祭高知県実行委員会事務局
（高知県林業振興・環境部林業環境政策課全国植樹祭推進室内）
TEL：088-802-5541 FAX：088-802-5542
電子メール：zenkokusyokujusai@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

第78回全国植樹祭高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は参加者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。参加者の資格要件の確認後、確認結果を令和8年6月26日（金）までに参加者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ①参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(土、日、祝日を除く。)以内に書面により、実行委員会に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。
- ②実行委員会は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土、日、祝日を除く。)以内に書面により回答します。

(4) 参加申込後の辞退

参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

①	企画提案書(任意様式)	10部
②	主任担当者等の経歴等(様式6)	10部
③	業務実施スケジュール(様式7)	10部
④	業務実施体制(様式8)	10部
⑤	共同企業体協定書写し(案でも可)※共同企業体のみ	10部
⑥	業務受託見積書(任意様式)	10部
⑦	大会概算費用見積書(任意様式)	10部

※③及び④については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とします。

「第78回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画作成業務委託公募型プロポーザル審査要領」審査基準における「その他の事項」に該当する場合は、あわせて以下の書類を提出してください。

県内事業者	「競争入札参加資格者名簿」の写し	10部
くるみん、えるぼし等	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し	10部
パートナーシップ構築宣言登録企業	「パートナーシップ構築宣言」の写し (国の「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」に掲載したもの)	10部
環境マネジメントシステム (ISO14001・エコアクション21)	「環境マネジメントシステム登録証」又は「エコアクション21 認証・登録証」の写し	10部
再委託における県内事業者の優先 (様式8「業務実施体制」を参照)	なし (本業務において再委託を計画している場合、そのことが分かるように記載すること)	10部

(2) 提出期限 令和8年7月6日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出先 上記7の(1)③と同様

- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明で送付してください。）により提出すること。

9 提出書類の作成

(1) 企画提案書（任意様式）

基本構想、基本計画（素案）及び仕様書に基づき、次の事項に留意して作成すること。

なお、①ウからオ、②ア及び③アは、仕様書4（1）輸送手段の比較検討における①から③の輸送方法にとらわれず、企画提案者が最適と考える輸送方法に基づき、企画提案を行うこと。

①企画提案に関する事項

ア 輸送方法の検討に関する提案

- ・輸送方法の検討を行うにあたり、必要となる比較項目を整理すること。
- ・シャトルバス方式の集合地及び計画バス方式の乗車場所として、高知競馬場は利用できないものとする。
- ・各比較項目における比較方法については、客観的かつ適切な方法とすること。

イ 招待者の管理及び受付に関する提案

- ・招待事務に必要な招待者情報の全てを一元管理でき、招待者の名簿作成や招待事務を円滑かつ効率的に遂行できる実用的な情報管理システムとすること。
- ・申込後の変更、キャンセル等にも対応できるシステムとすること。
- ・個人情報等の情報管理が徹底されているシステムとすること。
- ・招待者区分に応じた円滑な受付体制とすること。
- ・招待者の行事参加区分を識別する方法を提案すること。
- ・本人確認を確実に実施できる受付体制（場所、方法等）とすること。
- ・招待状等の誤発送等の人為ミスを防止するためのチェック体制について提案すること。

ウ 宿泊に関する提案

- ・必要な数の宿泊施設を確保するための計画を提案すること。
- ・式典会場等への移動の利便性に配慮すること。
- ・宿泊施設のレベル、料金設定を適切にすること。
- ・宿泊予定者の多様なニーズ（原則シングル利用、希望に応じた定員利用、障がい者への対応等）に対応できること。
- ・公共交通機関を利用する場合の利便性に配慮すること。
- ・宿泊予定者からの変更要望等に対応できること。
- ・火災や地震等の災害発生時や救急患者発生時における対応が適切かつ確実に提供されること。
- ・本大会にかかる輸送計画と調和がとれること。

エ 輸送等に関する提案

- ・参加者区分に応じた、安全・快適かつ効率的な輸送手段とすること。
- ・必要となる輸送手段（バス台数等）を確実に確保すること。
- ・SVIP(天皇皇后両陛下、国務大臣等)の発着時に渋滞・混乱等が発生しないこと。
- ・行幸啓に伴う交通規制を考慮し、招待者等の輸送に支障をきたさないこと。

- ・大会参加者及び会場近隣住民等への安全の確保並びに円滑な運行を行うための道路交通対策を提案すること。
 - ・交通事故や災害、渋滞、車両故障など、緊急時や不測の事態へ対応できる運行管理体制とすること。
 - ・県内各地から参加する者の利便性に配慮すること。
 - ・駐車場について提案すること。
 - ・駐車場内に侵入する駐車不許可車両や不審車両等への対応等、駐車場内における安全確保策を提案すること。
 - ・招待者に対して、県内各地への周遊を促す工夫や案内方法等を提案すること。
- オ 招待者等への配布物の作成、手配、配布に関する提案
- ・式典等の円滑な運営のために必要な配布物について提案すること。
 - ・配布物の適切な保管、配送方法について提案すること。
 - ・携帯性について遠方からの参加者等に配慮すること。
 - ・廃棄物を極力出さないなど、環境に配慮すること。
 - ・高知県の資源（自然や産業・文化、特産品等）を活用した効果的なPRを行うこと。
 - ・式典当日に招待者へ配布する軽食について高知県の魅力を発信できる提案すること。
 - ・実施本部員、協力員、出演者等への弁当や飲料の配布に関する企画、管理・配布・回収方法についての計画、衛生管理方法等について提案すること。なお、午前中（12:00までの見込み）での記念植樹・緑化行事、式典行事の実施を予定していることから、招待者への弁当の提供は行わない。

②業務遂行能力に関する事項

ア 業務推進体制に関する提案

- ・業務の推進にあたり、適正な組織体制と人員配置とすること。
- ・円滑で無理のないスケジュールとすること。
- ・業務全般において、緊急・不測の事態が生じた場合に対応できる体制とすること。

③価格に関する事項

ア 費用に関する提案

- ・可能な限り少ない費用で、最大限の効果をもたらす計画とすること。
- ・本委託業務を履行するための経費の算出、見積価格が妥当であること。

(2) 主任担当者等の同種又は類似大会等の業務実績（様式5）

配置予定者が過去に従事した同種又は類似大会等の業務実績について、記載すること。
 なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

(3) 主任担当者等の経歴等（様式6）

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。
 なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

(4) 業務実施スケジュール（様式7）

企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、業務工程等を記載すること。

(5) 業務実施体制（様式8）

配置予定の主任担当者等の氏名、業務内容を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成員の業務分担を記載すること。

(6) 共同企業体協定書写し（任意様式）

共同企業体の結成に係る協定書等の写し（案でも可）

(7) 業務受託見積書（任意様式）

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。

様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにすること。

なお、項目ごとの価格は消費税及び地方消費税込み（10%）とする。

(8) 大会概算費用見積書（任意様式）

企画提案書に基づき大会を実施する場合の経費を算出し、見積書を提出すること。

年度区分及び項目ごとの明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容は全て見積書に記載すること。

なお、項目ごとの価格は税込み(10%)とする。

※大会概算費用については、確保できる予算の範囲内とする必要があるため、協議により追加、修正、削除を要請することがある。

10 記載留意事項

(1) 企画提案は、1提案者につき1提案とします（複数提案は不可）。共同企業体を構成する者は、他の共同企業体を構成する者となることはできず、また、単独で提案することもできません。

(2) 読みやすい文字の大きさとなるよう留意すること。

(3) 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとします。

(4) 用紙は原則としてA4サイズ(縦)とすること。A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。

(5) 企画提案書はA4サイズで50ページ以内(表紙を含む)とします。

なお、A3サイズを使用する場合には、A4サイズ2ページとしてカウントします。

11 プレゼンテーションの実施

(1) 日 時 令和8年7月中旬（プレゼンテーション実施対象者に別途通知します。）

(2) 場 所 高知市内（プレゼンテーション実施対象者に別途通知します。）

(3) 出席者 配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。
なお、プレゼンテーションは主任担当者又は総括責任者が行うこと。

(4) 実施時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度とします。

(5) 実施方法

① 説明は企画提案書により行うこと。なお、必要に応じて資料をモニターに投影することができ
ますが、投影資料は企画提案書の中から抜粋すること。

② プレゼンテーションの場で新たな資料の配布は認めません。

③ パソコンを使用する場合は当日持参すること。なお、プロジェクター（HDMI端子）及び
スクリーンは事務局が用意します。

12 審査

プロポーザルの審査を公平に行い、契約の相手方となる候補者を選考するために「第78回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画作成業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置します。

審査の要領は、別途定める「第78回全国植樹祭招待者宿泊・輸送等計画作成業務委託公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

13 審査結果

- (1) 審査結果は、すべての提案者に文書で通知します。
- (2) 審査経緯は公表しません。
- (3) 審査結果に対する異議申立は受け付けません。
- (4) 審査結果は高知県情報公開条例に準じた開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例 [<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

14 契約の締結

上記12により候補者として選定された者と協議を行い、協議が整ったときには、見積書を徴して契約を締結します。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとします。協議が不調の場合は、次点者に選定された者と協議を行うものとします。

15 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16の規定に準じた契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付いただきます。ただし、高知県契約規則第40条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合があります。

16 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 事務局職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の参加者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

17 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とします。

- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写（実行委員会内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (4) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じた開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定に準じて非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式9により提出すること。開示・非開示の判断は様式9に基づき行うものではなく、当該資料を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (5) 上記4の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とします。
- (6) 企画提案書等の提出期限後は、記載された内容の変更を認めません。また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者及び総括責任者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ事務局の了解を得た上で、同等以上の担当者に変更することができます。
- (7) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は、第78回全国植樹祭高知県実行委員会に帰属するものとします。
- (8) 選定されなかった提案者の提案書企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。
- (9) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しません。
- (10) 参加申込書提出後に辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
- (11) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。

18 問い合わせ先

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号 四国森林管理局2階

（高知県林業振興・環境部林業環境政策課全国植樹祭推進室内）

第78回全国植樹祭高知県実行委員会事務局

TEL：088-802-5541 FAX：088-802-5542

電子メール：zenkokusyokujusai@ken.pref.kochi.lg.jp